

諏訪広域公立大学事務組合の指定金融機関の取扱いについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 235 条第 2 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 2 項の規定に基づく諏訪広域公立大学事務組合の指定金融機関の指定について、次のとおり取り扱うものとする。

『 諏訪広域公立大学事務組合の指定金融機関 』

金融機関名 株式会社八十二銀行

取扱業務 諏訪広域公立大学事務組合の公金の収納及び支払の事務

（金融機関の選定理由）

諏訪広域公立大学事務組合の事務所を置く茅野市の指定金融機関である株式会社八十二銀行を組合の指定金融機関に指定することで、組合の会計処理における事務の効率化が図られるため。

【参考】 指定金融機関の指定に関する法令

○地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)

第 235 条 略

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

○地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)

第 168 条 略

2 市町村は、地方自治法第 235 条第 2 項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。